

平成 29 年 5 月 25 日
住宅局住宅政策課

「平成29年度 空き家所有者情報提供による空き家利活用推進事業」の 提案募集の開始について

～空き家所有者情報を活用した官民連携による空き家利活用の取組を支援～

国土交通省は、民間事業者と連携して空き家所有者情報を活用するモデル的な空き家利活用の取組を行う市区町村を支援するため、本日より、「空き家所有者情報提供による空き家利活用推進事業」の提案を募集します(6月27日(火)18時必着)。

国土交通省では、本年3月に、市区町村が空き家所有者情報を民間事業者等の外部に提供するに当たっての法制的な整理、所有者の同意を得て外部に提供していく際の運用の方法及びその留意点等を内容とする「空き家所有者情報の外部提供に関するガイドライン(試案)」*を策定・公表したところです。

今般、本ガイドラインを活用し、民間事業者等と連携して空き家所有者情報を活用するモデル的な空き家利活用の取組等を行う市区町村を支援するとともに、それら取組等の全国的な普及を図る「空き家所有者情報提供による空き家利活用推進事業」の提案募集を開始しますので、お知らせします。

※「空き家所有者情報の外部提供に関するガイドライン(試案)」(<http://www.mlit.go.jp/common/001178127.pdf>)

<事業概要>

「空き家所有者情報提供による空き家利活用推進事業」は、①民間事業者等と連携して②空き家所有者情報を活用するモデル的な空き家利活用の取組等を行う市区町村に対し、国がその実施に要する費用の一部を補助するものです。

(1) 応募方法

以下の問い合わせ先まで、応募書類を持参又は郵送により提出

※ 応募要件等の詳細については、募集要領をご覧ください。

※ 募集要領・応募様式は、以下のURLよりダウンロードいただくか、以下の問い合わせ先まで連絡をお願いします。

(http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000037.html)

(2) 応募提出期限

平成29年6月27日(火)18時必着

(3) 選定方法等

応募事業について書類審査等を行います。平成29年7月を目処に採択事業を公表する予定です。

問い合わせ先

住宅局住宅政策課

空き家利活用推進事業担当 猪野間、中澤

電話:03-5253-8111(内線:39-244)、03-5253-8504(直通)

FAX:03-5253-1627

メール:hqt-juusei@ml.mlit.go.jp

空き家所有者情報提供による空き家利活用推進事業

平成29年度予算0.38億円(皆増)

○ 空き家の多様な利活用等を進めていくため、民間事業者と連携して空き家所有者情報を活用するモデル的な取組等を行う市区町村を支援し、それら取組の全国的な普及を図る。
※「空き家所有者情報の外部提供に関するガイドライン(試案)」(平成29年3月 国土交通省住宅局)を参照

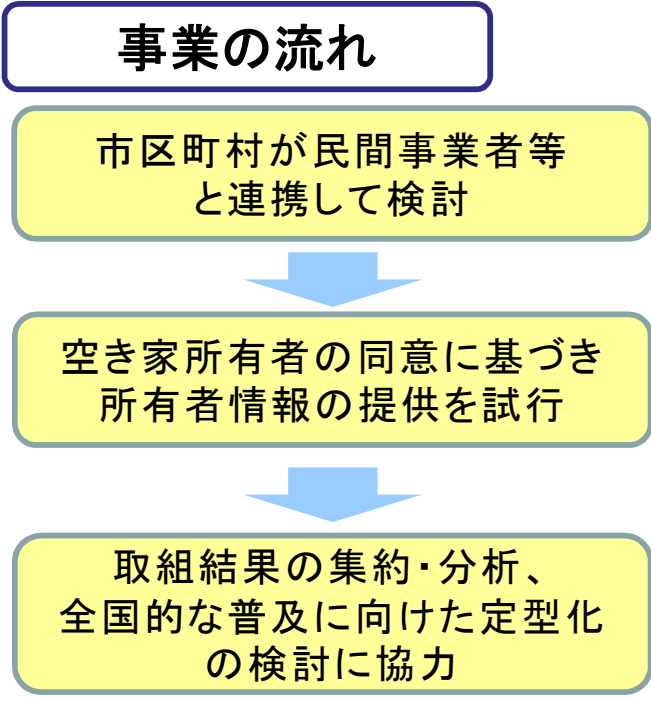
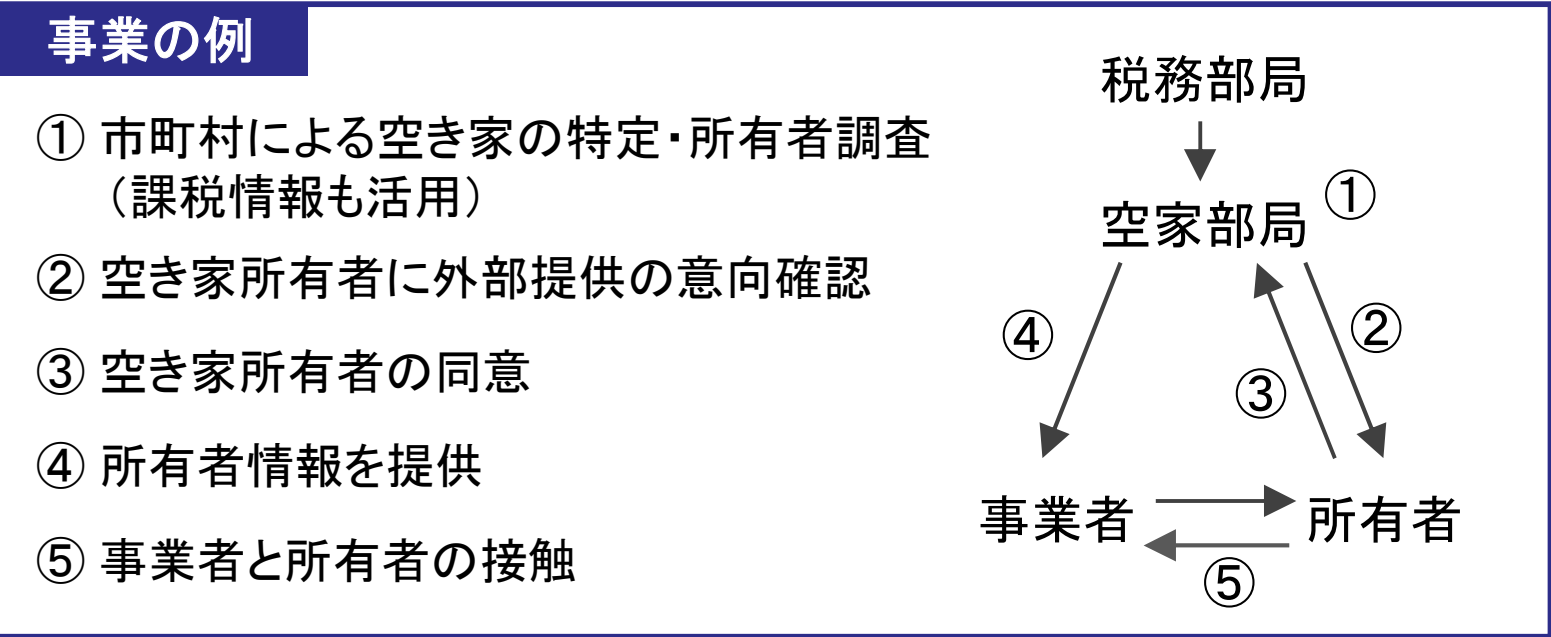
事業内容
市区町村が行う空き家所有者情報を活用するモデル的な取組等の実施

事業主体
市区町村

事業要件

- ・民間事業者等と連携して検討する体制があること
- ・取組結果の集約・分析、全国的な普及に向けた検討に協力すること

補助率等
定額補助



※上記事業のほか、上記事業の取組結果の集約・分析、全国的な普及に向けた定型化について併せて募集(事業主体:民間事業者等、補助率等:定額補助)